

○工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

平成13年 3月30日 国営管第148号 国営計第95号

平成26年 8月25日 国営管第251号 国営計第51号

最終改正 令和 5年12月27日 国営管第376号 国営計第134号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 まで
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国営管第147号、国営計第94号）において通知したところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」については、下記により運用されたい。

記

1. 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙－1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙－2「一括下請負に関する点検要領」によること。
2. 施工体制の把握結果の整理は、別紙－3「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
3. 主任監督員は施工体制の把握結果を、技術検査時に技術検査官に提示すること。
4. 別紙－2による一括下請負の判定は当面、総括監督員、主任監督員等の合議により行うこと。
5. 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっていることの周知を図ること。